

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 41 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>総務委員会 <u>6</u>人</p> <p><省略></p> <p>市民生活委員会 <u>6</u>人</p> <p><省略></p> <p>2 から 5 まで <省略></p>	<p>（常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>総務委員会 <u>7</u>人</p> <p><省略></p> <p>市民生活委員会 <u>7</u>人</p> <p><省略></p> <p>2 から 5 まで <省略></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市議会委員会条例第 2 条の規定は、前項に規定する施行の日以後に選任される委員の定数について適用する。